

<限度額のメッセージについて>

出力例①

一般の生命保険料欄：「**一般生命保険控除額の最高額に達しています**」

個人年金保険料欄：「**個人年金保険控除額の最高額に達しています**」

のメッセージが表示される場合

表示条件：旧一般（旧年金）の控除額が5万円以上

⇒一般保険（年金保険）の追加の申告はできません。

【保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書】(抜粋)

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印	
					氏名	あなたの続柄				
一般の生命保険料	東芝生命	終身	終身	東芝 太郎			新・旧	100,000円		
	一般生命保険控除額の最高額に達しています						新・旧			
							新・旧			
							新・旧			
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円)	円	計(①+②)	③ (最高40,000円)	40,000円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	100,000円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円)	50,000円	④と⑤のいずれか大きい金額	④	50,000円
介護医療保険料									円	
	(a)の金額の合計額	C	円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑥ (最高40,000円)	円			
個人年金保険料	東芝生命	確定年金	30年	東芝 太郎	支払開始日	H22.01.01	新・旧	100,000円		
	個人年金保険控除額の最高額に達しています				支払開始日		新・旧			
					支払開始日		新・旧			
		(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)	円	計(④+⑤)	③ (最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	100,000円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円)	50,000円	⑥と⑦のいずれか大きい金額	⑦	50,000円
計算式Ⅰ(新保険料等用)				計算式Ⅱ(旧保険料等用)				生命保険料控除額		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		計(①+④+⑦)		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		(最高120,000円)		
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円				
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円				
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		100,000円		

出力例②

介護医療保険料欄：「**介護医療保険控除額の最高額に達しています**」

のメッセージが表示される場合

表示条件：介護の控除額が4万円以上

⇒介護の追加の申告はできません。

【保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書】(抜粋)

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印	
					氏名	あなたの続柄				
一般の生命保険料	東芝生命	終身	終身	東芝 太郎			新・旧	100,000円		
	生保控除額計12万未満なら旧保険のみ申告可									
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	100,000円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円)	40,000円	計(①+②)	③ (最高40,000円)	40,000円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円)	円	②と③のいずれが大きき金額	④	40,000円
介護医療保険料	東芝生命	がん保険	終身	東芝 太郎				80,000円		
	介護医療保険控除額の最高額に達しています									
	(a)の金額の合計額	C	80,000円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高40,000円)		⑥	40,000円	
個人年金保険料	東芝生命	確定年金	30年	東芝 太郎	支払開始日	H32.01.01	新・旧	100,000円		
	生保控除額計12万未満なら旧保険のみ申告可									
	支払開始日									
	支払開始日									
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	100,000円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)	40,000円	計(④+⑤)	⑦ (最高40,000円)	40,000円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円)	円	⑤と⑦のいずれが大きき金額	⑧	40,000円
計算式Ⅰ(新保険料等用)				計算式Ⅱ(旧保険料等用)				生命保険料控除額 計(⑥)+⑧+⑨ (最高120,000円) 120,000円		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式				
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額				
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円				
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円				
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円				

出力例③

一般の生命保険料欄：「**生保控除額計 12 万未満なら旧保険のみ申告可**」

個人年金保険料欄：「**生保控除額計 12 万未満なら旧保険のみ申告可**」

のメッセージが表示される場合

表示条件（以下のいずれかに該当した場合）

- ：新一般（新年金）の控除額が 4 万円以上
- ：旧一般（旧年金）の控除額が 4 万円以上
- ：旧一般（旧年金）・新一般（新年金）を合計した控除額が 4 万円以上

⇒一般・年金・介護の合計控除額が 12 万円未満の場合であれば、旧保険の控除額 4 万円を超える 5 万円までを追加で申告できます。

【保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書】(抜粋)

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
					氏名	あなたの続柄			
生命保険料	東芝生命	終身	終身	東芝 太郎			新・旧	100,000円	
	生保控除額計12万未満なら旧保険のみ申告可						新・旧		
							新・旧		
							新・旧		
	(a)のうち 新保険料 等の金額の合計額	A	100,000円	4の金額を下 の計算式Ⅰ(新保険料等用) に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円) 40,000円	計<<①+②>>	③ (最高40,000円) 40,000円
(a)のうち 旧保険料 等の金額の合計額	B	円	8の金額を下 の計算式Ⅱ(旧保険料等用) に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円) 円	②&③のいずれか大きい金額	④ 40,000円	
介護医療保険料	東芝生命	か入保険	終身	東芝 太郎			新・旧	80,000円	
介護医療保険料控除額の最高額に達しています									
(a)の金額の合計額	C	80,000円	Cの金額を下 の計算式Ⅰ(新保険料等用) に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円) 40,000円			
個人年金保険料	東芝生命	確定年金	30年	東芝 太郎	支払開始日 H32.01.01		新・旧	100,000円	
	生保控除額計12万未満なら旧保険のみ申告可						新・旧		
							新・旧		
							新・旧		
	(a)のうち 新保険料 等の金額の合計額	D	100,000円	9の金額を下 の計算式Ⅰ(新保険料等用) に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円) 40,000円	計<<④+⑤>>	⑥ (最高40,000円) 40,000円
(a)のうち 旧保険料 等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下 の計算式Ⅱ(旧保険料等用) に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円) 円	⑤&⑥のいずれか大きい金額	⑦ 40,000円	
計算式Ⅰ(新保険料等用)				計算式Ⅱ(旧保険料等用)				生命保険料控除額計(④+⑥+⑦)(最高120,000円)	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額			
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		120,000円	

出力例④ <制限事項>

生命保険料控除額計が 12 万以上でも介護医療保険料欄にメッセージは表示されない場合があります。

例)

旧一般の控除額	5 万	(限度額)
介護の控除額	2 万	(限度額未満)
旧年金の控除額	5 万	(限度額)
合計控除額	12 万	(限度額)

一般の生命保険料欄：「**一般生命保険控除額の最高額に達しています**」

個人年金保険料欄：「**個人年金保険控除額の最高額に達しています**」

介護医療保険料欄：メッセージは表示されません。(介護の控除額としては限度額未満のため。)

⇒介護医療保険料欄にメッセージは表示されませんが、生命保険料控除額計が 12 万 (限度額) のため、追加での申告はできません。必ず生命保険料控除額計を確認してください。

【保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書】(抜粋)

生命 保 険 料 控 除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
					氏名	あなたの続柄			
一般の生命保険料	東芝生命	終身	終身	東芝 太郎			新・旧	100,000 円	
	一般生命保険控除額の最高額に達しています								
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	円	メッセージは表示されません。		① (最高40,000円)	計(①+②)	③ (最高40,000円)	40,000 円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	100,000 円	当てはめて計算した金額		② (最高50,000円)	②③のいずれが大きき金額	④	50,000 円
	(a)の金額の合計額	C	20,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④	⑤ (最高40,000円)	⑥	20,000 円
介護医療保険料	東芝生命	がん保険	終身	東芝 太郎			新・旧	20,000 円	
	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額								⑥ (最高40,000円)
	(a)の金額の合計額	C	20,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④	⑤ (最高40,000円)	⑥	20,000 円
	計算式Ⅰ(新保険料等用)								
	計算式Ⅱ(旧保険料等用)								
個人年金保険料	東芝生命	確定年金	30年	東芝 太郎	支払開始日 H2.01.01		新・旧	100,000 円	
	個人年金保険控除額の最高額に達しています								
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	円	0の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)	計(①+②)	③ (最高40,000円)	40,000 円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	100,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円)	⑤⑥のいずれが大きき金額	⑦	50,000 円
	計算式Ⅱ(旧保険料等用)								
生 計 保 険 料 控 除 額 ①+③+⑦ (最高120,000円) 120,000 円									